

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段:申立による差止、下段:職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関税庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			-	-
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	-	-
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	-	-
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出入業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	-	-
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出入業者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	-	-
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	-	-
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	-	-
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	-	-
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	-	-
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	-	-
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一設法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

5 韓国

5.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況¹

概要

韓国では、近年、国家競争力強化委員会による「知的財産強国実現戦略」の樹立推進が発表され、また、著作権侵害による不当利益をすべて没収できるような法改正がなされる等、知的財産権、著作権等に対する保護政策が強化されてきている²。

税関においては、関税法第235条に基づいて特許権、意匠権、商標権及び著作権の侵害被疑品の輸出入及びトランジットにおける通関保留等が実施されている。また、実用新案権の侵害被疑品についても税関職員による捜査・処罰の対象となっている。

表1 模倣品対策に関する主な行政機関の名称³

機関名	英語名称 (略称)
韓国関税庁 特殊通関課 (税関)	Korean Customs Service
韓国特許庁 －産業財産調査課 －商標権特別司法警察隊	Korean Intellectual Property Office - Intellectual Property Investigation Division - Special Judicial Police Squad for Trademarks
貿易委員会	Korean Trade Commission (KTC)

5.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象となる知的財産法

税関での水際措置は、輸出入における模倣品対策として有効な手段のひとつである。韓国の税関は、ソウル、仁川空港、釜山等、全国に46か所あり、輸出入貨物の管理、調査取締り及び課税等の業務を実施している。水際措置の対象となる知的財産権は、特許権、意匠権⁴、商標権及び著作権である。輸出、輸入及びトランジットにおける侵害被疑品の差止等による保護の対象となっている⁵。

¹ 知的財産権の模倣品対策に関連する法律及び質問票調査に加えて、以下の情報も参考にした。

外国産模倣対策マニュアル (韓国編) (JETRO) (2012年3月)

URL:https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/korea2012_1.pdf (最終アクセス日: 2017年3月13日)

税関ウェブサイト「中国・日本・韓国の水際取締り制度」URL:http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/d_008.htm (最終アクセス日: 2017年3月13日)

² 特許庁「2015年度 模倣被害調査報告書」(2016年3月) p39

URL:https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/pdf/2015_houkoku/2015shousai.pdf (最終アクセス日: 2017年3月13日)

³ 各行政機関の活動内容については、「5.2.1 知的財産権に関する模倣品対策等の機関」を参照。

⁴ 韓国の法律の日本語訳において、「デザイン権」の語を使用しているが、本報告書の韓国の章においては、条文引用の箇所を除いて、「意匠権」と記載する。

⁵ 本調査研究における質問票調査に基づく。

表2 水際措置に関する規定の有無⁶

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	○ ^{※1}	△ ^{※2}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
	職権差止	○ ^{※1}	△ ^{※2}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
輸出	申立差止	○ ^{※1}	△ ^{※2}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
	職権差止	○ ^{※1}	△ ^{※2}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
トランジット	申立差止	○ ^{※1}	△ ^{※2}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
	職権差止	○ ^{※1}	△ ^{※2}	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}
税関登録制度		○ ^{※1}	×	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1}

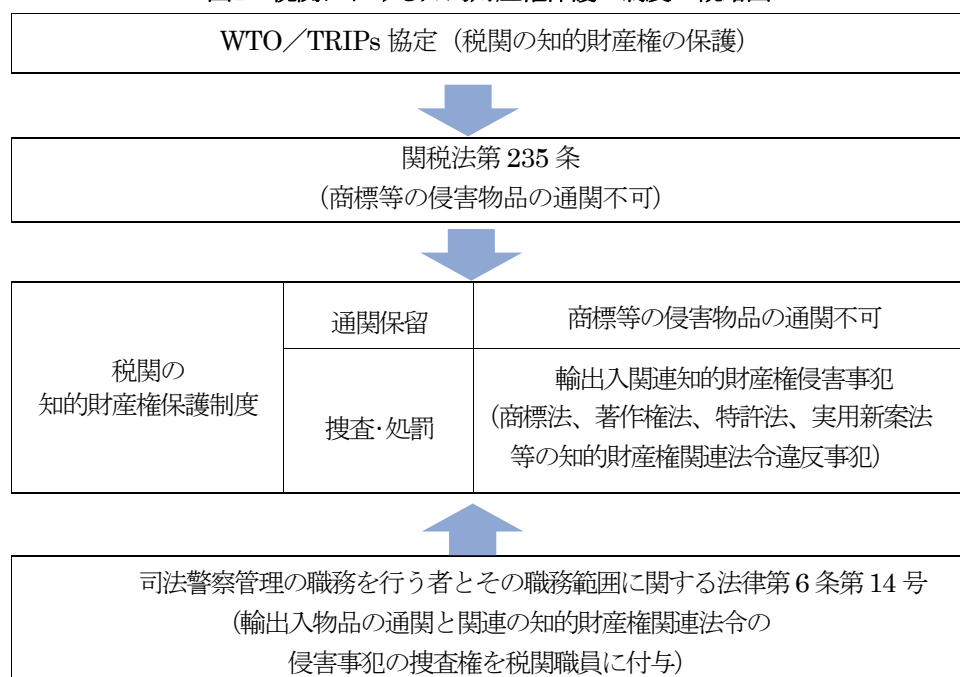
※1 根拠となる規定は、関税法第235条

※2 関税法第235条の通関保留の対象にはなっていないが、「司法警察管理の職務を行う者とその職務範囲に関する法律第6条第14号」においては、特許権、意匠権、商標権及び著作権とともに捜査・処罰の対象となっている。

(2) 水際措置の範囲及び担保法

韓国の税関における知的財産権保護の概略は図1のとおりである。

図1 税関における知的財産権保護の制度の概略図⁷



韓国では、関税法第235条第1項及び第3項により特許権、意匠権、商標権及び著作権の侵害被疑品の輸出入及びトランジットにおける通関保留等が定められている⁸。「知的

⁶ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

⁷ 韓国税関ウェブサイト「税関の知的財産権保護制度」

URL:http://customs.go.kr/kcshome/main/content/ContentView.do?contentId=CONTENT_ID_000000594&layoutMenuNo=89 (最終アクセス日: 2017年3月13日)

⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示」(以下、「告示」という)には、税関での取締りの対象となる当該知的財産権の侵害行為が規定されている。

さらに、「司法警察管理の職務を行う者とその職務範囲に関する法律第6条第14号」により輸出入関連の知的財産権侵害事犯の捜査権が税関職員に付与されている。

<関税法⁹>

第235条 (知的財産権の保護)

① 次の各号のいずれかに該当する知的財産権を侵害する物品は、輸出し、又は輸入することができない。

1. 「商標法」に基づいて設定登録された商標権
2. 「著作権法」による著作権と著作隣接権 (以下「著作権等」という。)
3. 「植物新品種保護法」に基づいて設定登録された品種保護権
4. 「農産物の品質管理法」又は「水産物品質管理法」に基づいて登録されたり、条約及び協定等に基づいて保護対象に指定され、地理的表示権、又は地理的表示 (以下「地理的表示権等」という。)
5. 「特許法」に基づいて設定登録された特許権
6. 「デザイン保護法¹⁰」に基づいて設定登録されたデザイン権

(中略)

③ 税関長は、次の各号のいずれかに該当する物品が第2項¹¹の規定により申告された知識財産権を侵害したと認められるときは、その知的財産権を申告した者に当該物品の輸出入、積み替え、複合積み替え、保税区域搬入、保税輸送又は第141条第1号の規定による一時陸揚げの申告 (以下この条において「輸出入申告等」という。) という事実を通報しなければならない。この場合、通報を受けた者は、税関長に担保を提供し、当該物品の通関保留や留置を要請することができる。

1. 輸出入申告された物品
2. 積み替え又は複合積み替え申告された物品
3. 保税区域に搬入申告された物品
4. 保税輸送申告された物品
5. 第141条第1号に基づいて一時水揚げが申告された物品

④ 第1項各号の規定による知的財産権を保護受けようとする者は、税関長に担保を提供し、当該物品の通関保留や留置を要請することができる。

⑤ 第3項又は第4項の規定による要請を受けた税関長は、特別な事由がなければ、当該物品の通関を保留したり、留置しなければならない。ただし、輸出入申告等をした者が担保を提供して通関や留置解除を要求する場合には、次の各号の物品を除いては、当該物品の通関を許可したり、留置を解除することができる。

1. 偽造又は類似の商標を付して、第1項第1号の規定による商標権を侵害する物品

⁹ 関税法の条文の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。以下も同様

¹⁰ 韓国の法律の日本語訳において、「デザイン保護法」の語を使用しているが、本報告書の韓国の章においては、条文引用の箇所を除いて、「意匠法」と記載する。

¹¹ 第2項の条文は、「(3) 税関登録制度」の引用条文を参照。

- 2.著作権侵害された物品であって、著作権などを侵害する物品
 - 3.同一又は類似の品種の名称を使用して、第1項第3号の規定による品種保護権を侵害する物品
 - 4.偽造又は類似の地理的表示を使用して、地理的表示権などを侵害する物品
 - 5.特許に設定登録された発明を使用して、第1項第5号の規定による特許権を侵害する物品
 - 6.同一又は類似デザインを使用して第1項第6号の規定によるデザイン権を侵害する物品
- ⑥ 第2項から第5項までの規定による知的財産権に関する申告、担保提供、通関の保留及び許可、留置及び留置解除等に必要な事項は、大統領令で定める。
- ⑦ 税関長は、第3項各号による物品が第1項各号のいずれかに該当する知的財産権を侵害したことが明白な場合には、大統領令で定めるところにより、職権で当該物品の通関を保留したり、当該物品を留置することができる。この場合、税関長は、当該物品の輸出入申告等をした者にその事実を直ちに通知しなければならない。

<告示¹²⁾>

第4条（知識財産権侵害行為）

関税法第235条第1項により次の各号の行為をするときには、知識財産権を侵害する行為とみなす。

1. 「商標法」第66条第1項第1号に該当する行為
2. 「著作権法」第124条第1項第1号及び同条第2項に該当する行為
3. 「植物新品種保護法」第84条第1号及び第2号に該当する行為
4. 「農水産物品質管理法」第36条第2項第1号、第2号及び第4号に該当する行為
5. 「特許法」第127条第1号及び第2号に該当する行為
6. 「デザイン保護法」第63条に該当する行為

(3) 税関登録制度

韓国では、知的財産権の権利者は、自己の権利を侵害する又は侵害するおそれのある侵害被疑品を税関で差押えるために、事前に自己の権利を税関に登録する（「権利保護申告¹³⁾」という）ことができる。

税関登録制度については、前記の関税法に規定され、また申告の手続は関税法施行令（大統領令27464号）及び前記の告示第10条に規定されている。

関税庁長官より委託を受けた社団法人貿易関連知的財産権保護協会（Trade related IPR Protection Association ; 通称「TIPA」）¹⁴⁾の会長宛てに申告する。提出する書類は、知的財産の権利ごとに定められており、提出書類に応じて所定の書式に従って提出する。

TIPAは申請書類を受取後、記載内容や書類に不備がないかを確認し、不備がなければ

¹²⁾ 告示（知的財産権保護のための輸出入通関事務処理に関する告示）の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。以下も同様。

¹³⁾ 税関登録における保護したい知的財産権の申請をいい、関税法等では「申告」という用語が用いられている。

¹⁴⁾ TIPAのウェブサイト URL: http://www.e-tipa.org/wp/?page_id=936（最終アクセス日：2017年3月13日）

直ちに知的財産権情報システムに入力し、その結果を所定の書式で申告人に通知する¹⁵。また、税関長は申告を受理した後に申告の適格性を期するために、商標権、特許権及び意匠権については告示第10条第4項に規定の内容に関して審査をすることができる¹⁶。

告示第11条に規定されているとおり、権利保護申告の有効期限は原則3年¹⁷で、所定の手続により更新も可能である。

2015年末時点での税関登録制度を利用して登録された知的財産権は、商標権4,324件、著作権10,691件、特許権13件及び意匠権27件である¹⁸。なお、知的財産権の登録には費用は発生しない。

< 関税法 >

第235条（知的財産権の保護）

- ② 関税庁長は、第1項各号による知識財産権を侵害する物品を効率的に取り締まるために必要な場合には、該当知識財産権を関係法令により登録又は設定登録した者等をして該当知識財産権に関する事項を申告させることができる。

< 関税法施行令¹⁹ >

第237条（知的財産権の保護）

関税法第235条第1項各号による知識財産権（以下「知識財産権」という）を同条第2項により申告しようとする者は、次の各号の事項を記載した申告書及び該当知識財産権を関連法令により登録又は設定登録した証明書類を税関長に提出しなければならない。

1. 知識財産権を使用することができる権利者
2. 知識財産権の内容及び範囲
3. 侵害可能性がある輸出入者又は輸出入国
4. 侵害事実を確認するために必要な事項

< 告示 >

第10条（知的財産権の申告）

- ① 関税庁長は、令第288条第8項により知識財産権の申告書受付及び補完要求業務を社団法人貿易関連知識財産権保護協会（以下「知識財産権保護協会」という）の長に委託して運営する。
- ② 関税法第235条第2項の規定により知的財産権を申告しようとする者は、次の各号に該当する書類を知的財産権保護協会長に提出し、知的財産権情報システムを介して電子文書に提出しなければならない。

¹⁵ 告示第10条第3項において、TIPAの会長が確認、通知すると規定されている。

¹⁶ 告示第10条第4項に規定されている。

¹⁷ 知的財産権の存続期間が3年以内の場合は、存続期間満了までが有効期間となる。

¹⁸ 韓国関税庁ウェブサイト「知的財産権侵害取締の年次報告書（지식재산권 침해단속 연간보고서）」

URL:http://www.customs.go.kr/download/ebook2/ebook20160719_01/JBook.htm（最終アクセス日：2017年3月13日）

¹⁹ 関税法施行令（大統領令 27464号）の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

1. 商標権

- イ. 商標権（専用使用权）申告書（別紙第4号書式）2部
- ロ. 商標登録原簿のコピー2部
- ハ. 侵害の可能性がある輸出入、海外の製造者などの侵害に関連する資料（該当する場合に限る）
- ニ. 代理申告の場合は委任状（別紙第3号書式）
- ホ. その他偽造商品の識別のための資料（真正商品のカタログ、写真、偽造商品の識別方法など）と参考資料
- ヘ. 第5条商標権侵害かどうかの判断に関連する証明書類

2. 著作権、著作隣接権（以下「著作権等」という）

- イ. 著作権等申告書（別紙第5号書式）2部
- ロ. 著作権等登録証写本2部
- ハ. 侵害可能性がある輸出入者、海外供給者など侵害関連資料（該当する場合に限る）
- ニ. 代理申告の場合、委任状（別紙第3号書式）
- ホ. 著作権等に関する国内又は国外使用契約内容及び立証書類
- ヘ. 著作物写真など（電算ファイルを含む）
- ト. その他に不法複製物識別のための資料（著作物などのカタログ、不法複製物識別方法等）及び参考資料

(中略)

5. 特許権

- イ. 特許権（専用実施権）申告書（別紙第8号書式）2部
- ロ. 特許登録原簿写本2部
- ハ. 侵害可能性がある輸出入者、海外供給者、品名・規格、商標名等侵害関連資料
- ニ. 代理申告の場合、委任状（別紙第3号書式）
- ホ. その他に侵害物品識別のための資料（真正商品のカタログ、写真、侵害物品識別方法等）及び参考資料

6. デザイン権

- イ. デザイン権（専用実施権）申告書（別紙第9号書式）2部
- ロ. デザイン登録原簿写本2部
- ハ. 侵害可能性がある輸出入者、海外供給者、品名・規格、商標名等侵害関連資料
- ニ. 代理申告の場合、委任状（別紙第3号書式）
- ホ. その他に侵害物品識別のための資料（真正商品のカタログ、写真、侵害物品識別方法等）及び参考資料

(中略)

- ④税関長は、第1項の規定による知的財産権の申告を受理した後、申告の適正性を期するために、次の各号のいずれかに該当する知的財産権の申告について審査をすることができる。

(中略)

- 3.特許権申告の権利を侵害したことを証明するために提出した資料
- 4.デザイン権申告の権利を侵害したことを証明するために提出した資料
(以下、省略)

第11条（届出有効期間と更新）

- ① 第10条の規定による権利保護申告は同条第3項の規定により通知をした日から効力が発生する。
- ② 権利保護申告の有効期間は3年とする。ただし、知的財産権の存続期間が3年以内に期限が切れる場合には、存続期間満了日までとする。
(以下、省略)

（4）税関における模倣品の差止から処分までの手続

税関における侵害被疑品の差止から処分に係る手続についても、関税法、前記の告知及び関税施行令に規定されている。以下、その手続の概要について記載する²⁰。模倣品の差止から処分までの流れは図2に示すとおりである。

手続	手続の説明
1. 侵害疑義物品輸出入申告等の事実通知	税関長は、輸出入等で申告された物品がすでに申告されている知識財産権を侵害する疑いがあるときは、該当物品の輸出入等申告事実を、知識財産権を申告した者及び輸出入者等に通知しなければならない。知識財産権権利者が関税庁に申告していない場合でも、輸出入等で申告された物品が知識財産権を侵害したことが明白なときは、知識財産権権利者及び輸出入者等に輸出入事実を通知することができる。
2. 知識財産権権利者の鑑定及び通関保留要請	侵害疑義物品が輸出入申告された事実の通知を受けた知識財産権権利者は、当該物品の真贋を確認した後、知識財産権侵害物品通関保留要請書に証憑資料を添付及び担保を提供して通関保留要請をすることができる（申告された知識財産権の場合7日以内、未申告の知識財産権の場合5日以内）。
3. 通関保留措置又は輸入申告受理	税関長は通関保留要請があった物品が知識財産権を侵害した物品であると認められれば通関保留措置をし、これを知識財産権権利者及び輸出入者に通知しなければならない。ただし、侵害でないことが判明したときや知識財産権権利者が当該物品の通関又は留置解除に同意したときは、通関を許容又は留置を解除することができる。一方、輸出入申告された物品が知識財産権を侵害したことが明白な場合にも職権により通関保留をし、その事実を知識財産権権利者及び輸出入者に通知する。
4. 輸出入者の通関保留解除要請	通関保留通知を受けた輸出入者は、知識財産権を侵害しなかったことを疎明する資料及び担保を提供して通関保留解除申請をすることができる。
5. 法院への出訴／判決	申請により通関が保留された場合、知識財産権権利者が通関保留通知を受けた日から10日以内に法院への出訴事実を立証しなければ、通関保留を続けることができない。職権により通関保留された場合、調査部署に知識財産権違反の嫌疑で送致依頼し、侵害が認められた場合は検察に送致されて法院の判決を受ける。
6. 物品の廃棄	輸出入者が知識財産権侵害物品廃棄同意書を提出する場合には侵害物品を廃棄できるが、送致依頼された場合は事件終結時までは廃棄することができない。知識財産権侵害物品に該当して廃棄命令を受けた場合、当該物品を廃棄処分する。

図2 税関における模倣品の差止から処分までの流れ²¹

²⁰ 韓国の関税法及び告知、並びに本調査研究における質問票調査に基づく。

²¹ 関税法、関税施行令（大統領令 27464号）及び告示において権利侵害品として留保、調査、処分等される場合の規定

<告示>

第18条（侵害が明白な貨物の通関保留）

税関長は、輸出入など申告された物品が次の各号のいずれかに該当されて知的財産権を侵害したことが明白な場合には、関税法第235条第7項の規定により通関保留などをして、知的財産権の権利者と輸出入者等に別紙第16号書式の知的財産権侵害物品職権通関保留等の通知書に直ちに通知しなければならない。

1. 裁判所の確定判決がある場合
2. 権限のある機関（著作権委員会、貿易委員会など）の侵害かどうかの鑑定、判定・決定がある場合
3. 輸出入者などが侵害物品であることを書面で提出した場合
4. 物品の性状、梱包状態、起源、敵出国、申告金額などを総合的に判断して、その物品が知的財産権を侵害したことが明らかであると税関長が認める場合

前記の関税法及び告知等の規定に基づき、韓国の税関においては知的財産権に侵害被疑品に対して「申立に基づく保護」及び「職権に基づく保護」が実施されている。

申立に基づく保護では、税関において知的財産権の侵害被疑品が輸出入等されることが発見された場合には、知的財産権の権利者にその事実が通報され、当該権利者より当該侵害被疑品の通関保留・留置が要請される。知的財産権の権利者は、輸出入のおそれがある侵害被疑品について、税関に対して事前に申告をしておくこともできる。税関では通関貨物に対して抜き取り検査をしており、税関において効力が発生した上記申告がある場合には、より注意深く抜き取り検査が実施される。

また、職権に基づく保護では、税関において明らかな知的財産権の侵害被疑品の輸出入が申告された場合には、上記の申告がない、又は上記の通関保留・留置の要請がない場合にも通関保留・留置が可能になる。この場合に知的財産権の権利者に対して、当該侵害に関する鑑定を要請する。当該権利者から鑑定書が提出されたら税関においても調査部署で鑑定が実施され、刑事罰処分のために検察庁に移管される。

さらに、税法律第6条第14号に規定されているとおり、侵害被疑品の通関については税関職員に権限が与えられている。また税関で差押えられた侵害被疑品の処分については関税施行令（大統領令27464号）及び告示にも規定がある。

<関税施行令>

第245条

- ⑤ 税関長は、第4項の規定により搬入された物品に対して命令を受けた者に、その物品を搬送又は廃棄することを命じたり、補完又は修正後の搬出にすることができる。この場合、搬送又は廃棄にかかる費用は、命令を受けた者がこれを負担する。

、並びに質問票調査に基づく

<告示>

第27条（輸出入者などの要請による廃棄）

税関長は、輸出入などが別紙第19号書式の知的財産権侵害物品の廃棄同意書を提出する場合は、その侵害物品を廃棄することができる。ただし、第25条の規定により調査部門に送致依頼された場合には、事件が終結するまで廃棄することができない。

（5）費用負担

税関での差止に関する費用負担については関税法及び関連する法律で規定されている。原則は、輸出入者、その委託を受けた者又は廃棄を申請した者であるが、実際には輸出入者が負担しないケースが多く、その場合には国庫で負担する²²。

<関税法>

第160条

① 腐敗・損傷し又はその他の事由により保税区域に蔵置された物品を廃棄しようとする者は、税関長の承認を受けなければならない。

（中略）

⑥ 第1項及び第4項により税関長が物品を廃棄し又は荷主などが物品を廃棄若しくは搬送した場合、その費用は荷主などが負担する。

<保税貨物蔵置期間及び滞貨管理に関する告示²³>

第40条

税関長は、関税法第160条第4項により次の各号のいずれかに該当する物品はその蔵置期間にかかわらず、荷主、搬入者又はその委任を受けた者に1か月の期間を定めて別紙第9号書式により廃棄又は搬送を命じることができる。ただし、急迫して通告する余裕がないときは、廃棄した後、直ちに通告しなければならない。

（中略）

5. 偽造商品、模造品、その他の知識財産権侵害物品

第41条

① 同告示第40条により廃棄又は搬送命令を受けた荷主、搬入者又はその委任を受けた者は、同物品を自己費用により廃棄又は搬送しなければならない。

② 同告示第40条により廃棄命令を受けた者が期間が経過してもこれを廃棄又は搬送しない物品のうち、廃棄せずに放置する場合自然・生活環境及び国民保健など公益を害するものと認められる物品は、税関長が「行政代執行法」により保税区域運営人又は貨物管理人などに廃棄させることができる。ただし、廃棄代償物品の種類、数量、廃棄費用などを考慮して税関が自主的に廃棄が可能であると認められる物品は税関長が廃棄することができる。

²² 本調査研究における質問票調査に基づく情報。

²³ 保税貨物蔵置期間及び滞貨管理に関する告示の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

第52条

廃棄費用及び関税など各種税金は廃棄処分を申請した者の負担とする。

(6) 税関と権利者等の連携について

税関と知的財産権の権利者の連携として、前記のTIPA²⁴が、関税庁から委託を受けた税関登録制度の申告業務以外にも、知識財産権保護のための税関職員巡回教育を定期的
に開催し、知識財産権権利者である企業が税関職員を対象に偽造品識別能力強化のため
の教育／セミナーを行うことにより、税関と知識財産権権利者との間の情報共有がなさ
れている²⁵。また、税関が通関保留した侵害被疑品を調査する際には、知的財産権の権
利者等は情報提供を要求されることがある。

<告示>

第22条

税関長は、輸出入など申告された物品の知識財産権侵害かどうかを判断するために必
要であると認められる場合には、当該知的財産権の権利者等に対して、知的財産権の
専門家、検査施設や必要な情報を提供するように要求することができる。

(7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

表3に示すとおり、韓国の税関における知的財産権に関する2015年の差押え件数は
10,154件、重量では81,821kgであり、2014年からの伸率は件数ベースで約10%、重量ベ
ースで約4%と増加傾向にある²⁶。押収品の内訳では、数量及び重量ともにそのほとんど
が商標権侵害によるものである。

表3 税関における知的財産権の侵害品の差押えの統計値

年	種別	商標	著作権	その他	合計
2014	数量 [件]	9,111	14	132	9,257
	重量 [Kg]	76,255	427	1,900	78,582
2015	数量 [件]	9,958	17	179	10,154
	重量 [Kg]	80,783	371	667	81,821
伸び率 (数量) [%]		+9	+21	+36	+10
伸び率 (重量) [%]		+6	-13	-65	+4

²⁴ 社団法人貿易関連知識財産権保護協会の略称。「(3) 税関登録制度」を参照

²⁵ 本調査研究における質問票調査に基づく情報。

²⁶ 韓国関税庁ウェブサイト

「知的財産権侵害取締の年次報告書 (지식재산권 침해단속 연간보고서)」

URL:http://www.customs.go.kr/download/ebook2/ebook20160719_01/JBook.htm (最終アクセス日: 2017年3月13日)

5.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

韓国では、特定の知的財産権の侵害行為に対し、刑法上の罪として罰則が設けられている。以下では、特に、営業秘密の不正取得、不正ラベル・不正包装の故意の使用及び映画盗撮に関して記載する。

表4 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要

内容	罰則	刑事罰規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	不正な利益を得たり営業秘密保有者に損害を与える目的でその営業秘密を外国で使用したり外国で使用されるものであることを知りながら取得・使用又は第三者に漏洩した者は10年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。	不正競争等の法律第18条 ^{※1}
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	商標権又は専用使用権の侵害行為をした者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。	商標法第230条 ^{※2}
映画の盗撮に関する刑事罰規定	次の各号のいずれか一つに該当する者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。	著作権法第137条 ^{※3}

※1 同第2条に“営業秘密の侵害行為”の定義が規定

※2 同第2条に“商標の使用”の定義、第108条に侵害行為が規定

※3 同第104条の6に映像著作物録画等の禁止が規定

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

韓国では営業秘密の侵害については、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、「不正競争等の法律」²⁷という）第18条に規定されている。当該法律に基づき、図利加害目的で営業秘密を取得した場合には、懲役若しくは罰金、又はそれらが併科される。

<不正競争等の法律²⁸>

第18条（罰則）

- ① 不正な利益を得たり営業秘密保有者に損害を与える目的でその営業秘密を外国で使用したり外国で使用されるものであることを知りながら取得・使用または第三者に漏洩した者は10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処する。
- ② 不正な利益を得たり営業秘密保有者に損害を与える目的でその営業秘密を取得・使用したり第三者に漏洩した者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。

（中略）

- ⑤ 第1項と第2項の懲役と罰金は、これを併科することができる。

²⁷ 本章（韓国）において「不正競争等の法律」と記載する

²⁸ 崔達龍国際特許法律事務所のウェブサイトに掲載の翻訳を引用 URL:<http://www.choipat.com/menu31.php?id=20>（最終アクセス日：2017年3月13日）

第2条（定義）

この法で使われる用語の意味は、次の通りである。

3. “営業秘密の侵害行為”とは、次の各号のいずれか一つに該当する行為をいう。

- イ、竊取・欺罔・脅迫その他不正な手段で営業秘密を取得する行為（以下“不正取得行為”という。）、若しくはその取得した営業秘密を使用し、または公開（秘密を維持しながら特定人に知らせることを含む。以下同じ）する行為
- ロ、営業秘密に対して不正取得行為が介入された事実を知り、または重大な過失であることを知らずにその営業秘密を取得する行為、若しくはその取得した営業秘密を使用し、または公開する行為

（以下、省略）

（3）不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

韓国商標権の侵害については、商標法第 230 条に規定されている。当該法律に基づき、不正ラベル・不正包装を故意に使用した者は、懲役又は罰金に処せられる。

<商標法>

第230条（罰則）

商標権又は専用使用権の侵害行為をした者は、7 年以下の懲役又は1 億ウォン以下の罰金に処する。

第108条（侵害と見なす行為）

① 次の各号のいずれか一つに該当する行為は、商標権（地理的表示団体標章権は除く）又は専用使用権を侵害したものと見なす。

- 1. “他人の登録商標と同一の商標をその指定商品と類似の商品に使用するか、他人の登録商標と類似した商標をその指定商品と同一・類似した商品に使用する行為

第2条（定義）

① この法で使用する用語の意味は次の通りである。

11. “商標の使用”とは、次の各目のいずれか一つに該当する行為をいう。

- イ、商品又は商品の包装に商標を表示する行為
- ロ、商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡又は引き渡すか譲渡又は引き渡す目的で展示・輸出又は輸入する行為
- ハ、商品に関する広告・定価表・取引書類、その他の手段に商標を表示して展示するか広く知らせる行為

（以下、省略）

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定

著作権の侵害については、著作権法に規定されている。

＜著作権法＞²⁹

第137条（罰則）

① 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。

（中略）

3の3. 第104条の6に違反した者

（以下、省略）

第104条の6（映像著作物録画等の禁止）

何人も著作権で保護される映像著作物を上映中の映画上映館等で著作財産権者の許諾なしに録画器機を利用して録画するか公衆電送してはならない。

映画の盗撮については、著作権法第104条の6において禁止行為として規定されており、同第137条で罰則が規定されている。映画を盗撮した者は、懲役又は罰金に処せられる。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

韓国特許庁（KIPO）は特許庁産業財産調査課に「商標権特別司法警察隊（特司警）」において偽造商品の取締りを行い、毎年特司警を通した取締り結果関連統計を提供している³⁰。

具体的には、以下のような統計値が掲載されている。一つ目の刑事立件に関する統計値については表5のとおり。

- ・ 特司警導入以来の偽造商品事犯に対して直接刑事立件を実施して検察に送致した点数及び金額（10年9月～15年）
- ・ 年度別の主な偽造ブランドの現状（11年～15年）
- ・ 地域別取締りの現状（10年9月～15年）
- ・ SNS（オンライン）偽造商品取締まりの現状（10年9月～15年）

²⁹ 崔達龍国際特許法律事務所のウェブサイトに掲載の翻訳を引用 URL:<http://www.choipat.com/menu31.php?id=62>（最終アクセス日：2017年3月13日）

³⁰ 韓国特許庁ウェブサイト URL:http://www.customs.go.kr/download/ebook2/ebook20160719_01/JBook.htm（最終アクセス日：2017年3月13日）

表5 特司警導入以来の偽造商品事犯に対して直接刑事立件を実施して検察に送致した点数及び金額
(10年9月～15年) (単位：点/億ウォン^{*1})

品目別	'10.9-12	'11	'12	'13	'14	'15	合計
	押収量 金額	押収量 金額	押収量 金額	押収量 金額	押収量 金額	押収量 金額	押収量 金額
衣類	3,516 /9.5	2,751 /6.6	36,045 /32.8	95,608 /84.5	51,386 /87.0	18,258 /33.4	207,564 /253.8
バッグ	1,826 /22.9	4,158 /34.9	6,560 /64.8	15,131 /175.0	10,340 /165.5	3,401 /44.3	41,416 /507.4
時計	26 /2.6	171 /9.2	199 /9.7	490 /105.0	1,103 /27.7	521 /58.7	2510 /212.9
メガネ	54 /0.2	223 /0.6	2,994 /7.6	103 /0.4	1,083 /3.3	837 /2.3	5294 /14.4
アクセサリ ー	5,560 /16.8	1,443 /6.1	4,072 /50.6	13,112 /65.2	245,305 /142.1	1,837 /10.6	271,329 /291.4
履物	663 /1.5	1,176 /4.4	44,622 /15.9	19,449 /46.1	62,041 /54.1	677 /2.4	128,628 /124.4
医薬品類	-	-	-	587,822 /85.3	1,650 /0.3	210 /0.2	589,682 /85.8
自動車 部品	-	-	-	-	537,995 /302.2	3,383 /6.7	541,378 /308.9
電子部品	-	-	-	-	-	53,837 /3.5	53,837 /3.5
化粧品	-	-	-	-	-	373,576 /91.4	373,576 /91.4
健康食品	-	-	-	-	-	639,185 /630	639,185 /630
電子 たばこ	-	-	-	-	-	1,754 /0.2	1,754 /0.2
洗剤	-	-	-	-	-	72,854 /4.5	72,854 /4.5
その他	16,984 /1.3	18,667 /23.7	37,107 /65.3	90,655 /5.7	203,289 /98.6	27,332 /88.3*	394,034 /282.9
合計	28,629 /54.8	28,589 /85.5	131,599 /246.7	822,370 /567.2	1,114,192 /880.8	1,197,662 /976.5	3,323,041 /2,811.5

*1 1億ウォン＝約970万円 (2017年3月2日時点³¹)

³¹ 下記のウェブサイトの為替レートを記載した。

URL:<http://www.xe.com/ja/currencyconverter/convert/?Amount=100000000&From=KRW&To=JPY> (最終アクセス日：2017年3月2日)

5.1.3 民事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

韓国では、知的財産権の侵害に対して民事による救済を求めることができる。具体的には、権利者は侵害行為の差止、損害賠償又は利益返還を求めることができる。追加的損害賠償についての規定はない。

表6 民事措置の概要

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	その物の譲渡数量に特許権者又は専用実施権者がその侵害行為がなければ販売することができなかった物の単位数量当たり利益額を乗じた金額を特許権者又は専用実施権者が受けた損害額とすることができる（同第2項）。	特許法第 128 条 ^{※1}
	その物品の譲渡数量にデザイン権者又は専用実施権者がその侵害行為がなかったら販売することができた物件の単位数量当たり利益額を乗じた金額をデザイン権者又は専用実施権者が負った損害額とすることができる（同第1項）。	デザイン保護法第 115 条 ^{※1}
	5千万ウォン以下の範囲で相当な金額を損害額として賠償を請求することができる。この場合、法院は弁論全体の趣旨と証拠調査の結果を考慮して相当な損害額を認めることができる。	商標法第 111 条 ^{※2}
	侵害された各著作物等ごとに1千万ウォン（営利を目的として故意に権利を侵害した場合には5千万ウォン）以下の範囲で相当な金額の賠償を請求することができる。	著作権法第 125 条の 2 ^{※3}
追加的損害賠償制度	なし	なし

※1 民法第750条に損害賠償責任が規定

※2 商標法第109条に損害賠償責任が規定

※3 著作権法第125条に損害賠償責任が規定

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

韓国では知的財産権の侵害に対する損害賠償については、民法及び各知的財産法に規定されている。また、各知的財産権の法律において賠償金額の算定方法等が規定されている。

<民法³²>

第750条（不法行為の内容）

故意又は過失による違法行為で他人に損害を加えた者は、その損害を賠償する責任がある。

<特許法³³>

第 128条（損害賠償請求権）

① 特許権者または専用実施権者は、故意または過失で自己の特許権または専用実施権

³² 民法第 750 条の日本語訳は、当調査研究で作成した仮訳である。

³³ 崔達龍国際特許法律事務所のウェブサイトに掲載の翻訳を引用 URL:<http://www.choipat.com/menu31.php?id=14>（最終アクセス日：2017年3月13日）

を侵害した者に対し、侵害により受けた損害の賠償を請求することができる。

- ② 第1項の規定により損害賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為をさせた物を譲渡したときには、その物の譲渡数量に特許権者又は専用実施権者がその侵害行為がなければ販売することができなかつた物の単位数量当たり利益額を乗じた金額を特許権者又は専用実施権者が受けた損害額とすることができる。

(以下、省略)

<デザイン保護法³⁴>

第115条 (損害額の推定等)

- ① デザイン権者又は専用実施権者は、故意若しくは過失によって自分のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害によって自分が負った損害の賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為をするようにした物品を譲渡した時には、その物品の譲渡数量にデザイン権者又は専用実施権者がその侵害行為がなかつたら販売することができた物件の単位数量当たり利益額を乗じた金額をデザイン権者又は専用実施権者が負った損害額とすることができる。

(以下、省略)

<商標法³⁵>

第109条 (損害賠償の請求)

商標権者または専用使用権者は、自己の商標権または専用使用権を故意または過失で侵害した者に対してその侵害によって自己が受けた損害の賠償を請求することができる。

第110条 (損害額の推定等)

- ① 第109条による損害賠償を請求する場合、侵害した者がその侵害行為をさせた商品を譲渡した場合には、その商品の譲渡数量に商標権者又は専用使用権者がその侵害行為がなかつたならば、販売することができた商品の単位数量当り利益額を乗じた金額を商標権者又は専用使用権者の損害額とすることができる。

(以下、省略)

第111条 (法廷損害賠償の請求)

- ① 商標権者又は専用使用権者は、自己が使用している登録商標と同じか同一性がある商標を、その指定商品と同じか同一性がある商品に使用して自己の商標権又は専用使用権を故意若しくは過失で侵害した者に対して、第109条による損害賠償を請求する代わりに5千万ウォン以下の範囲で相当な金額を損害額として賠償を請求することができる。この場合、法院は弁論全体の趣旨と証拠調査の結果を考慮して相

³⁴ 崔達龍国際特許法律事務所のウェブサイトに掲載の翻訳を引用 URL:<http://www.choipat.com/menu31.php?id=23> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

³⁵ 崔達龍国際特許法律事務所のウェブサイトに掲載の翻訳を引用 URL:<http://www.choipat.com/menu31.php?id=26> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

当な損害額を認めることができる。

- ② 第1 項前段に該当する侵害行為に対して第109 条によって損害賠償を請求した商標権者又は専用使用権者は、法院が弁論を終結するまでその請求を第 1 項による請求に変更することができる。

<著作権法>

第125条（損害賠償の請求）

- ① 著作財産権その他この法によって保護される権利（著作人格権及び実演者の人格権を除く）を有した者（以下 "著作財産権者" という）が、故意または過失で権利を侵害した者に対し、その侵害行為によって自己が受けた損害の賠償を請求する場合に、その権利を侵害した者がその侵害行為によって利益を受けた時には、その利益の額を著作財産権者等が受けた損害の額と推正する。

（以下、省略）

第125条の2（法定損害賠償の請求）

- ① 著作財産権者等は、故意又は過失で権利を侵害した者に対して事実審の弁論が終決する前には、実際損害額か第125条又は第126条によって定められる損害額に代えて侵害された各著作物等ごとに1千万ウォン（営利を目的として故意に権利を侵害した場合には5千万ウォン）以下の範囲で相当な金額の賠償を請求することができる。

（以下、省略）

（3）模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

知的財産権に関する該当する統計情報について公表されたものはない³⁶。

³⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく情報。

5.2. 模倣に対する措置・対策の状況及びその内容

5.2.1 知的財産権に関する模倣品対策等の機関

韓国では知的財産権に関する模倣品対策等に関係する公的機関として、関税庁（税関）、韓国特許庁（産業財産調査課、商標権特別司法警察隊）、韓国知識財産保護院、警察・検察、貿易委員会（KTC）、地方自治体がある。また民間団体としては、社団法人貿易関連知識財産権保護協会（TIPA）、韓国商標デザイン協会（KOTA）がある。それぞれの主な活動については表7のとおりである。

表7 模倣品対策等に関する機関及び主な活動内容³⁷

関係機関	主な活動内容
関税庁（税関）	税関において、関税法第235条を根拠に商標権等の権利侵害物品に対して通関保留をし、輸出入関連知識財産権侵害事犯に対しては捜査及び処罰をすることができる。また、模倣品流通業者に対する証拠調査後、違法の事実がある場合、検察に送致することができる。
韓国特許庁（産業財産調査課、商標権特別司法警察隊）	偽造商品を流通・販売する偽造事犯を調査、直接検挙して検察に送致し、刑事処罰することができる。
韓国知識財産保護院	模倣品が流通されているサイトに関する情報を収集し、放送通信審議委員会にその内容を通知してURLを削除し、又はサイトを閉鎖することができる。
警察・検察	知識財産権侵害行為の捜査及び起訴、刑事処罰をすることができる。
貿易委員会（KTC）	不公正な貿易行為と輸入増加等による国内産業被害を調査・救済するために設立された機関で、不公正貿易行為（知識財産権侵害行為等）を調査して違反企業に対する輸出入行為の中止・廃棄等の是正命令をし、課徴金を命ずることができる。
地方自治体	不正競争防止法上、有名商標模倣行為に対する是正措置、不履行者について警察に告発することができる。
社団法人貿易関連知識財産権保護協会（TIPA）	知識財産権税関申告の受付及び審査業務、偽造品識別鑑定並びに政府機関等に対する識別要領教育及び諮問、知識財産権保護のための監視情報及び取締活動支援等の業務を遂行している。
韓国商標デザイン協会（KOTA）	企業が知的財産に基づくブランド・デザイン・経営を展開できるようにブランド・デザインの価値と重要性に対する認識向上と普及のための基盤づくりに優先順位を置いて様々な公益的活動を推進している。

5.2.2 国内外の機関の連携

韓国では模倣被害に対する各国への働きかけとして、韓国特許庁、関税庁（税関）及び大韓貿易投資振興公社（KOTRA）による他国の関係機関との協議等がある。

韓国特許庁の報道資料で報告されている例として以下のものがある³⁸。

- ・特許庁と関税庁はKOTRAとともに、2015年6月3日、東南アジア市場における韓国ブランド（K-Brand）保護のためにタイのバンコクで税関等の知識財産権取締り関係機関の公務員約100名を対象に韓国ブランド模造品識別セミナーを開催した。
- ・特許庁と関税庁は2015年4月、中国及び香港税関と知識財産権保護のための両国間

³⁷ 本調査研究における質問票調査に基づく

³⁸ 韓国特許庁ウェブサイト

URL:http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?seq=14945&c=1003&a=user.news.press1.BoardApp&board_id=press&catmenu=m03_01_02（最終アクセス日：2017年3月13日）

実務会議を通じて水際段階での韓国企業製品模造品の海外流通遮断のための協力案を協議した。

- ・特許庁と関税庁はKOTRAとともに、2015年8月24日～28日までの5日間、中国及び香港税関で知識財産権保護及び執行業務を担当する公務員8名を韓国に招請して知識財産現場研修を実施した。

また、模倣に対する消費者の意識改善を促す取組みとして、韓国特許庁（KIPO）、公正取引委員会及び韓国知識財産保護院による取組みがある。具体的な取組みは表8のようなものがある。

表8 模倣品対策等に関する機関及び主な活動内容³⁹

関係機関	主な取組み
韓国特許庁 (KIPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・偽造商品申告褒賞金制度：地下鉄、インターネットポータルサイト、電光板、TV広告等の広報キャンペーンの実施 ・韓国知識財産保護院と協力して消費者教育の実施 ・海外進出企業を対象に知識財産関連事前教育／セミナーの開催
公正取引委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の消費者を対象に、知財権侵害被害の予防及び保護に対する意識向上の呼びかけ ・地域の祭りや学校のフェスティバル、NGO等と連携して全国巡回型キャンペーンの実施 ・自治体、大学、消費者院が共同で模倣品の危険性や商標ブローカーの活動、原産地違反等についての情報発信。
韓国知識財産保護院	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインコミュニティ広報 <ul style="list-style-type: none"> ーブログ (http://blog.naver.com/kipracafe) ーフェイスブック (https://www.facebook.com/kipra.or.kr) ーツイッター (http://www.twitter.com/ip_protection) ・TV、映画館、地下鉄内の公益広告送出、放送プログラム製作及び放映 ・消費者参加キャンペーン及び教育実施 ・偽造商品根絶青少年教育（正規品と偽造品の比較体験学習、知識財産権保護学習用コンテンツ開発及び教育）

³⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく

5.3. 模倣被害の実態把握の状況

5.3.1 模倣被害の実態把握について

韓国での模倣被害の実態を把握する調査としては、韓国特許庁（産業財産調査課、産業財産保護支援課、産業財産保護政策課）による以下のようなものがある。

- ・ 通報情報に基づいて購買物品が模倣品であるか否かを把握するために商標権者に真贋判定の鑑定を依頼し、模倣品である場合は、担当捜査官を決め模倣品の侵害有無を把握し、違法事実がある場合は調査を行った後、送検する。
- ・ 被害企業へのアンケート調査及び侵害調査申請件の規模把握

また、模倣被害の実態把握が目的ではないが、模倣被害の相談窓口としては表9のようなものがある。

表9 模倣被害の相談窓口と主な内容⁴⁰

相談窓口	相談内容
韓国消費者院	購入物品の返金、返品相談。 例えば、下着と関連し偽造品であることが疑われ報償要求をしたケースにおいては、交換又は返金要求時の法的根拠及び方法を案内した。
偽造商品情報提供センター	偽造商品情報提供受付及び相談。 偽造商品関連の情報提供があると、特司警で関連企業を捜査・取締り及び検察に送致する。
公益弁理士特許相談センター	一定要件を備えた者に知財権侵害紛争等の相談。 知財権侵害紛争相談、審判／訴訟代理支援及び侵害事件に対する民事訴訟費用支援業務がある。
国際知財権紛争情報ポータル (KOTRA)	海外で国内企業の知財権紛争発生時、初動対応支援。 警告状発送、異議申立対応による法律相談費用を支援し、現地で侵害調査実施及び行政取締費用を支援する。
海外知識財産センター	海外進出企業からの、模倣品発見への対応策や政府支援策に関する問い合わせ。模倣品取締りのための侵害調査及び現地政府の行政取締りとの連携を支援する。

5.3.2 模倣被害の損害額の推定について

前記のとおり韓国知財庁が実施した実態把握調査として「2010国内企業の国内外知識財産権被侵害実態調査報告書」が公開されている⁴¹。報告書の内容は以下のとおりである。各企業に対して損害額の調査もされているが、損害額の推定式については公表されていない。

- ・ 知識財産権被侵害現況及び対応措置
- ・ 知識財産権被侵害問題に対する今後の対応案
- ・ 偽造商品のために生じた被侵害実態調査（権利別/国家別/産業別区分）

⁴⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく

⁴¹ 韓国特許庁ウェブサイト

URL:http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.others.BoardApp&board_id=others&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m04_02_05&sdate=&edate=&searchKey=1&searchVal=%BD%C7%C5%C2%C1%B6%BB%E7&bunryu=&st=&c=1003&seq=10383&gubun=（最終アクセス日：2017年3月13日）

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>